

平成 20 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成20年10月2日 開 議 午前9時30分

日程第 1	末武議長	おはようございます。ただ今の出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。		
	久留嶋議会 事務局長	日程にはいるに先立ちまして議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君		
	末武議長	それではご報告申し上げます。初めに各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。次に議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。次に議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。以上で報告を終わります。		
	三好議会 運営委員長	議会報告を終わります。		
		日程第1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 三好勝利君		
		議会運営委員会の報告を申し上げます。		
		10月1日午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。		
		それでは、お手元に、配布されております、議事日程第3号についてご説明を申し上げます。		
		日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
		日程第2	会議録署名議員の指名	
		日程第3	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
		日程第4	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
		日程第5	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
		日程第6	認定第1号	平成19年度 まんのう町 一般会計歳入歳出決算認定について
		日程第7	認定第2号	平成19年度 まんのう町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
		日程第8	認定第3号	平成19年度 まんのう町 老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
		日程第9	認定第4号	平成19年度 まんのう町 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
		日程第10	認定第5号	平成19年度 まんのう町 診療所特別会計歳入歳出決算認定について
		日程第11	認定第6号	平成19年度 まんのう町 簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2	三好議会 運営委員長	日程第 12 認定第 7 号 平成 19 年度 まんのう町 下水道特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 13 認定第 8 号 平成 19 年度 まんのう町 農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 14 認定第 9 号 平成 19 年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 15 認定第 10 号 平成 19 年度 まんのう町 水道事業会計決算認定について 日程第 16 議案第 1 号 まんのう町 行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の制定について 日程第 17 議案第 6 号 まんのう町 道路線の認定について 日程第 18 議案第 9 号 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号 日程第 19 発議第 1 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について（平成 20 年 6 月議会継続案件） 日程第 20 発議第 2 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について（平成 20 年 6 月議会継続案件） 日程第 21 発議第 3 号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について（平成 20 年 6 月議会継続案件） 発議第 1 号、発議第 2 号、発議第 3 号の 3 議案は一括議題とさせていただきます。 日程第 22 議員派遣の件 日程第 23 閉会中の継続調査について 以上の日程で、意見の一致を見、午後 2 時 45 分委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。
	末武議長	議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、 14 番 三好 勝利君 15 番 大西 豊君 を指名いたします。

日程第3	末武議長 高木総務 常任委員長	日程第3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る9月30日、10月1日、第1委員会室におきまして、委員5名と、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より町長、副町長、会計管理者、総務課長、所管課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。 9月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第1号、議案第9号の3案件であります。 初めに、認定第1号 平成19年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定及び議案第9号 平成20年度まんのう町一般会計補正予算（案）につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。 その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より、質疑、意見等がありました。 認定第1号 平成19年度一般会計決算認定につきましては、歳入面で、不納欠損と収入未済額など委員から質疑があり、執行部より不納欠損は、相続放棄、失踪、滞納者の死亡等で、納付が見込めないものである。収入未済額については徴収に努めており、町税に関しては、催告状の発送など、新しい滞納者は出さないようにしたいとのことでした。 歳出面で、不用額の内容の把握等について委員から質疑があり、執行部より、不用額の詳細については、今後、検討して行きたいとのことでした。また、委員より、郵便代、電話代、消防、施設の管理運営等、情報基盤、人権対策、自治振興、商工費などについて多岐にわたり質疑、意見がありました。 議案第9号 平成20年度一般会計補正予算につきましては、美霞洞温泉経営安定化資金交付金について委員より、質疑があり、執行部より、経営改善計画をたてて、それを実行していくとのことでした。 また、委員より、指定管理制度、かりんの里、支所費、税務、商工観光、などについて多岐にわたり、質疑、意見がありました。 議案第1号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の制定については、新規加入について委員より質疑があり、執行部より、来年2月以降の新規加入については、公平性を保つためをお願いしたいとのことでした。 付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 認定第1号 平成19年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定することで意見の一致をみます。
-------------	-------------------------------------	--

日程第 4	高木総務 常任委員長	議案第 1 号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の制定について、全会一致で可とすることで意見の一致をみます。 議案第 9 号 平成 2 0 年度まんのう町一般会計補正予算（案）2 号、全会一致で可とすることで意見の一致をみたわけでございます。 以上が付託案件審査の報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。
	末武議長	これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
	黒木教育 民生常任 委員長	日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 9 月 2 4 日、2 5 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より町長、副町長、教育長、会計管理者、総務課長、所管課長全員出席のもと、教育民生常任委員会を開催いたしました。 9 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、認定第 2 号から認定第 5 号の 4 案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり慎重に審査を行いました。 認定第 2 号 平成 1 9 年度 まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、役務費の不用額について質疑があり、執行部より、交通事故による第 3 者行為が少なく不用額となったとのことでした。 認定第 3 号 平成 1 9 年度 まんのう町老人保険特別会計歳入歳出決算認定については、不用額について質疑があり、執行部より、償還金については、県よりの連絡が遅いため不用額となったとのことでした。 認定第 4 号 平成 1 9 年度 まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、不能欠損、収入未済額、不用額、施設

黒木教育 民生常任 委員長	介護から在宅介護への事業などについて質疑があり、執行部より、介護保険は保険料のため２年で時効となり不能欠損処理をしている。未収に対しては督促状の発送など行い収納に努めている。また、在宅介護については地域支援事業として取組んでいるとのことでした。 認定第５号 平成１９年度 まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定については、医師の派遣についての質疑があり、執行部より、坂出市立病院、陶病院より、派遣を受けているとのことでした。 また、平成１９年度一般会計歳入歳出決算認定、平成２０年度一般会計予算(案) の教育民生常任委員会関係部分について質疑を行いました。 １．不用額については、推測できない部分もあるが、適正な予算執行と減額補正での対応するように。 ２．収入未済額については、徴収に努めるように。 ３．葬祭費の見直し、敬老祝い金、敬老会、少子化対策、児童館、かりん温泉などの件。 ４．教育委員会事務局の事業、業務対応からみて、職員数等適正であるかとの予算執行等。 教育委員会の対応について委員より厳しい意見がありましたことを報告しておきます。 付託されました案件について、次とおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定によりその結果を報告いたします。 認定第２号 平成１９年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定することで意見の一致をみました。 認定第３号 平成１９年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定することで意見の一致をみました。 認定第４号 平成１９年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定することで意見の一致をみました。 認定第５号 平成１９年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定することで意見の一致をみました。 以上付託案件審査の報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。
末武議長	

日程第 5	末武議長	ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
	19番 谷森哲雄君	
	谷森議員	決算とか補正予算の直接的な質疑ではないんですが、教育民生委員会で、例えば、今、琴南地区で問題になっております中学校統合問題とか、こういう問題がその他の事項とかいうようなことで委員からの質疑等があった場合には委員長、このことに関しまして報告をいただいたらと思います。
	10番 黒木保君	
	末武議長 黒木教育 民生常任 委員長	教育民生常任委員会で、琴南中学校の統廃合問題につきまして委員より意見はございましたが、執行部としては対応については執行部として、今まで住民のために地域の自治会等の会合等にその旨を話しておるということで、委員との質問とは少し考えが違うとは思いますが、そういう意見の交換はありました。
	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。
		建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君
	大西建設 経済常任 委員長	建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 9 月 26 日、29 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員と、議長同席し、執行部より町長、副町長、会計管理者、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 9 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第 6 号から認定第 10 号、議案第 6 号の 6 案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、現地調査を行い慎重に審査を行いました。 認定第 6 号、平成 19 年度 まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、水道施設の保険について質疑があり、執行部より、近隣市町は保険に加入しており、今後、検討するとのことでした。 認定第 7 号、平成 19 年度 まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、未接続の家庭への対応についての質疑があり、執行部より、町の担当と、県の担当が未接続の家庭を訪問し、お願いをしているとのことでした。

	大西建設 経済常任 委員長	認定第8号、平成19年度 まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、耐用年数について質疑があり、執行部より、管については水道のように圧力がかからないが、災害がでた場合は寸断されることもあるとのことでした。 認定第9号、平成19年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、収入未済額について質疑があり、執行部より、督促をして徴収に努めているとのことでした。 認定第10号、平成19年度 まんのう町水道事業会計決算認定については、不納欠損について質疑があり、執行部より、個人の方で、10年前に転出したり、家にいない方についてしたとのことでした。 議案第6号、まんのう町道路線認定については、詳細な現地調査を行い、執行部より、県道から町道にする案件で県において改修しているが、一部未改修部分についても県に依頼しているとのことでした。 また、平成19年度一般会計歳入歳出決算認定、平成20年度一般会計補正予算(案)の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。 国の補助事業への早期対応、自立農家の育成強化、いのしし被害防御から駆除への対応、特定作物の振興、中山間直接支払地区の拡大、特産品の開発、森林保全、土地改良の推進、設計委託料の削減、補正予算では住宅の修繕費などについて質疑、意見がありました。 付託されました案件につき、慎重に審査を行い次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 認定第6号 平成19年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定 認定第7号 平成19年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定 認定第8号 平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定 認定第9号 平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で 認定 認定第10号 平成19年度まんのう町水道事業会計決算認定について、全会一致で認定 議案第6号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可と することで意見の一致を見ました。 以上が付託案件審査の報告です。 また、町道認定案件の現地調査に併せ、琴電羽間駅前の駐車場についても現地を調査しました。執行部より、適正な管理について検討するとのことでした。
--	------------------------------	--

日程第6	大西建設 経済委員長 末武議長 藤田議員	また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第6 認定第1号 平成19年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論には入ります。 討論はありませんか。 9番 藤田昌大君 9番 藤田です。一般会計の認定の部分でありますけれども、討論ですから反対の討論を先にせないかんで、反対はしたくなかったのですけれども委員長報告なり、総務委員会の傍聴なり、私たちのですね、教育民生常任委員会の回答を聞きましてどうもいかなあということと、それともう一つですね、一般質問でも行いましたとおり、まだまだ職員とかですね、住民に対する対応が不十分でないかなあという部分であります。具体的に申しますと具体的にいわないかんでいいですけども、具体的に言いますと教育委員会の学校教育関係ですね、やっぱり谷森議員も質問しましたように、やっぱりそこまでですね、琴南地区の住民とか一般の心ある人はねえ、心配しているんですよ、その対応が全然出来てなかったという部分、そしてせっかく教育長が変わっているがですね、教育長一生懸命してくれているのにその対応がですね、空回りしているような状況があるんですよ、そういった部分で考えますとどうも教育民生で常任委員会で行いましたけれども、不用額が多く残っている。その中でどういう対応をしてですね、どうしたんかいうたら職員の対応とかね、そいなんが出来なかったのか。そういう部分でありますし全体的な部分では不用額がですね、12億8千7百万ですかね、ざっと考えますと。予算の1割以上がですね不用額に計上されていますし、ある課によりますと予算のなんぼやったんかな、具体的に言うたらまたな、傷ついたらいかんで言いませんけれども、不用額がですね、べらぼうに5千6百万が1千百万の不用額が出ると。たかが5千万の分でですね、1千万の不用額は何するんやいうことですよ、これ仕事しよんかということをお願いなんですけれども、そういった部分とかですね、個別に言いますとどうも納得しかねるところ
-------------	--	--

	藤田議員	があります。それともう一つはやっぱり職員組合の対応とかですね、それを儉約しましたんでそれは何とも言えませんが、そういった部分だとか、各課のですね、特に学校教育についての不用額の出し方、そして住民対応、そういった部分からですね、反対をせざるを得ないと思いますので相対的な反対討論として反対いたします。以上であります。
	末武議長	賛成討論
	2 番 小亀重喜君	
	小亀議員	そしたら賛成の立場から賛成討論させていただきます。今おっしゃられた藤田委員の方で言われていました特に教育部門についての不用額、それから等々の問題点につきましては十分議論もされましたし、指摘されているところは共感するところはございます。ただまあ、考えてみますに決算認定そのもののあり方が、当初予算組みをされたものについてどこまで、その予算というのはいくまでも議会で議決されているわけございまして、それについての適正に消化、消化という言葉はよくないのかもしれませんが、執行されているかどうか、その部分については許容出来る範囲だったかと思います。ただまあ、今後において全然その落ち度がないかということではございませんので、今後、来年度予算等につきまして反省点を生かしていくという上で、その許容の中におれるということでの賛成ということで討論にさせていただきます。以上でございます。
	末武議長	他にありませんか。
	7 番 白川美智子君	
	白川美智子議員	決算認定ですけれども、同和事業、また総合公園事業、予算でも反対しておりますので、これは認定することは出来ないと思います。
	末武議長	賛成討論
	1 2 番 高尾幸男君	
	高尾議員	今の反対討論につきまして賛成討論といたしますが、19年度ということで事業が終わっておるわけでありまして。そうしたこと、これは認定をせざるを得ない状況にあります。そういったことで賛成といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	末武議長	他にありませんか。
		これをもって討論を終了いたします。
		これより、認定第1号 平成19年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決いたします。
		本案に対する委員長報告は認定であります。

日程第 7	末武議長	本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり認定されました。 日程第 7 認定第 2 号 平成 1 9 年度 まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 2 号 平成 1 9 年度 まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。
日程第 8		日程第 8 認定第 3 号 平成 1 9 年度 まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 3 号 平成 1 9 年度 まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし)

日程第 9	末武議長	異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。 日程第 9 認定第 4 号 平成 1 9 年度 まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 4 号 平成 1 9 年度 まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。
日程第 10		日程第 10 認定第 5 号 平成 1 9 年度 まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 5 号 平成 1 9 年度 まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。

日程第 11	末武議長	よって本案は原案のとおり認定されました。 日程第 11 認定第 6 号 平成 19 年度 まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 6 号 平成 19 年度 まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 12		よって本案は原案のとおり認定されました。 日程第 12 認定第 7 号 平成 19 年度 まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 7 号 平成 19 年度 まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第 13	末武議長	日程第 13 認定第 8 号 平成 1 9 年度 まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 8 号 平成 1 9 年度 まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。
日程第 14		日程第 14 認定第 9 号 平成 1 9 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 9 号 平成 1 9 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第 15	末武議長	日程第 15 認定第 10 号 平成 1 9 年度 まんのう町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 10 号 平成 1 9 年度 まんのう町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり認定されました。
日程第 16	本屋敷議員	日程第 16 議案第 1 号 まんのう町 行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 3 番 本屋敷崇君 反対討論をさせていただきます。総務委員会も傍聴させていただきました。執行部の提案理由も総務委員会が可決した理由としてもですね、利用者負担、町財産の維持管理を考えれば納得もしなければいけないのかとは思いますが、ただ 1 点、中讃ケーブルとの関係におきまして、個人的にも納得しがたい部分があるので反対討論をさせていただきます。執行部の説明において新規加入の場合は、本線からの引き込み等で約 1 2 万ほどかかるという説明がありました。そして丸亀、多度津においては現在中讃ケーブルに新規加入するにおいて、3 6, 7 5 0 円が加入者が支払うことになっています。今後、2 月からですが、まんのう町においては新規加入者は町に 2 0, 0 0 0 円、中讃ケーブルに加入するのであれば更に 1 8, 9 0 0 円、中讃ケーブルに支払う必要があります。ここで考えるにですね、丸亀、多度津では中讃ケーブルの通信網を使うために中讃ケーブルに加入するものが 3 6, 7 5 0 円を払うということは当然と考えます。しかしですね、その時においてもですね、新規引き込みを 1 2 万かかるのであれば中讃ケーブルの方が、約 8 万円ほど会社で負担するという形になっています。しかし、今後まんのう町においてはですね、町民の通信網

本屋敷議員 末武議長 小亀議員	を使うために負担は町でし、さらに中讃ケーブルは加入者から１８，９００円を払ってもらうという形になります。確かに行政告知器は町の事業ではありますが、行政告知器の設置がなければ中讃ケーブルに加入できないのも現実です。それを考えれば新規加入における町民負担分である町の２０，０００円と１８，９００円、３８，９００円は社会企業であり協力会社である中讃ケーブルが負担すべきだと私は考えます。町民の財産である情報網を使用させているということを考えれば無理を言っていないということは皆さんご理解していただけるのではないかと思います。修正案ということも考えましたが、予算元である中讃ケーブルとの話が出来てない以上２０，０００円を削減してもですね、それが現実になるかどうかわかりませんので今回は修正という形でなく反対し、これでですね、中讃ケーブルともう一度話し合いをしていただきですね、以後の議会への提出をされることを求めます。以上です。 ２番 小亀重喜君 議案第１号に関しまして、原案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。ただ今、本屋敷議員が指摘されました新規加入の際の分担金についての妥当性に関しましては、昨日の総務常任委員会での審議過程においても委員から執行部に申し質疑問を行い、しかるべき根拠について説明を求めましたことをまずもってご報告申し上げます。デジタル放送難視聴地域の解消を第１議に巨額を投じた情報基盤整備事業により、実現しつつある本条例にてその設置、維持管理のあらましを明示しようとしている光ファイバー通信網を活用した行政告知放送ですが、公的機関からの即効性のある伝達手段として住民サービスを著しく向上させるものとして期待されております。しかし、結果として維持管理を担うというものの公費にて整備した高速通信網を有償ケーブルテレビ放送を事業の基盤として、１民間企業が競合のない状態で独占的に利用できるという状況を作り出しています。かねてより自前費用で基盤整備を行った近隣自治体と比較し、初期設置についての無償提示はあったものの本来当町住民がさらなる差額、価格メリットを享受できたであろうケーブルテレビの月額視聴料が実際にはほとんど変わらなかったことなどもあいまって本条例にてＣＶＣ中讃ケーブルさんに対し、行政放送告知機器の分担金相当額の負担を求められるは多くの住民感情を代弁されてのご意見であると共感したところもあり、条例賛成の立場ではありますが、真摯に受け止め、今後の利用料金の見直し等について繋げていくべきかと存じます。ただ、本条例は高速回線を供用し放送事業を行うケーブルテレビ事業者との関係において論ずるではなく、以下の３点について吟味し、条例制定の妥当性を図るべきだと考えます。 １．受益者負担という観点、行政告知器申込者、住民の立場に立てば無償がありがたいということは当然だと思います。しかし、逼迫した町財政事情の中で利用するものが、その一定割合の費用を負担すべきという受益者負担の考えは説得性を持つものと思います。また、新規設置にかかる１件あたりの実際の工事費は、少なくとも１２～１３万円、家屋のロケーションによれば２０万円
-----------------------------------	--

日程第 22	久留嶋議会 事務局長	お諮りします。 発議第 1 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、平成 2 0 年 6 月議会継続案件 発議第 2 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について、平成 2 0 年 6 月議会継続案件 発議第 3 号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について、平成 2 0 年 6 月議会継続案件 の 3 議案は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第 22 議員派遣の件を議題といたします。 本件については、会議規則第 1 2 0 条の規定によって議員を派遣するものです。 議会事務局長に朗読をさせます。事務局長 久留嶋一之君 それでは朗読します。 議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。 1 第 4 9 回四国地区町村議会議長会研修会 1. 目 的 これからの地方自治に対応した、議会の活性化に資するため。 2. 派遣場所 香川県自治会館 3. 期 日 平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日 4. 派遣議員 全議員 2 平成 2 0 年度まんのう町議会議員研修 1. 視察・研修目的 地域公共交通について、教育施設（中学校）整備について、水源の里（限界集落）の再生について 2. 派遣場所 奈良県五條市、愛知県愛西市、京都府綾部市 3. 期 間 平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日～1 2 日 3 日間
---------------	-----------------------	---

日程第 23	久留嶋局長 末武議長	4. 派遣議員 全議員 お諮りします。 ただ今、提案いたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議員派遣の件についてはこれを決しました。 日程第 23 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための、閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定しました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 これにて、平成 20 年第 3 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。 閉 会 10 時 28 分
---------------	-----------------------	---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年10月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

